各務原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(令和7年3月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定(以下「支援法人の指定」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空家等管理活用支援法人指定申請書(新規・継続)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
  - (1) 定款
  - (2) 登記事項証明書
  - (3)役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
  - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類
  - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
  - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
  - (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書類
  - (8) 法第24条に規定する支援法人の業務(以下「業務」という。) のうち指定に係る業務に関する計画書
  - (9) 国税及び市税の納付に係る証明書
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、現に支援法人の指定を受けている者が同項の 規定による申請を行う場合は、同項第5号に掲げる書類の添付を省略させることが できる。

(指定の基準等)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、当該申請者に対して支援 法人の指定をするものとする。
  - (1)特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定 非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは

活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

- (2) 申請者の責めに帰すべき理由により、本市又は他の地方公共団体から支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23 日決裁)第3条に規定する暴排措置対象法人等に該当する者でないこと。
- (4) 申請者の役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)が次のいずれかに該当する者でないこと。

### ア 未成年者

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受ける ことがなくなった日から3年を経過しない者
- エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- オ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でなくなった日から5年 を経過しない者
- (5) 行おうとする業務の方法が支援法人として適切なものであること。
- (6) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するため に必要な措置を講じていること。
- (7)業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (8) 市内に本店、支店その他の営業所又は事務所を有すること。
- (9) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (10) 不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実がないこと。
- 2 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は空家等管理活用支援法人指定通知書(様式第2号)により、支援法人として指定しないこととした場合は空家等管理活用支援法人不指定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、支援法人の指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所、事 務所又は営業所の所在地及び当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定の有効期間)

- 第4条 支援法人の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。 (名称等の変更)
- 第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、空家等管理活用支援法人名称 等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。
- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ空家等管理 活用支援法人業務変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
- 3 前2項の規定による届出には、第2条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る ものを添付するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による変更の届出があったときは、当該変更する事項及び 変更の届出を受理した日を告示するものとする。

(業務の廃止)

- 第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに空家等管理活用支援法人業務廃止届出書(様式第6号)により市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出があったときは、その支援法人の指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び当該届出を受理した日を告示するものとする。

(業務の実施報告等)

- 第7条 支援法人は、業務の実施状況について、市の会計年度ごとに、市長の定める 期日までに、空家等管理活用支援法人業務実施状況報告書(様式第7号)を市長に 提出するものとする。
- 2 支援法人は、事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を市 長に提出するものとする。
- 3 支援法人は、事業年度終了後に、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算 書及び貸借対照表又は経営状態が分かる書類を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による報告の内容について説明 又は資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第8条 法第25条第2項の規定による業務の運営の改善に関する命令(以下「改善命令」という。)は、改善命令書(様式第8号)により行うものとする。

(指定の取消し)

第9条 市長は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その支援法人の

指定を取り消すことができる。

- (1) 改善命令に違反した場合
- (2) 第3条第1項第1号及び第3号から第10号までに掲げる要件に該当しないこ ととなった場合
- (3) 不正な手段により支援法人の指定を受けた場合
- 2 前項の規定による指定の取消しの通知は、空家等管理活用支援法人指定取消通知 書(様式第9号)により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該支援法人 の名称、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した日を告示するもの とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年6 月1日から施行する。
- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」 という。)の施行の日の前日までの間における第3条第1項(第4号ウに係る部分に 限る。)の規定の適用については、同号ウ中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。
- 3 刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号) 第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑以上の 刑に処せられた者とみなして、第3条第1項(第4号ウに係る部分に限る。)の規定 を適用する。

年 月 日

(宛先) 各務原市長

住 所 法人の名称又は商号 代表者氏名 事務所又は営業所の所在地

空家等管理活用支援法人指定申請書(新規・継続)

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の 指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 業務内容:
- 2 添付書類
- (1) 定款
- (2)登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書類
- (8) 法第24条に規定する支援法人の業務のうち指定に係る業務に関する計画書
- (9) 国税及び市税の納付に係る証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類
- ※ すでに指定を受けた法人が継続のため指定を申請する場合、(5)の提出を省略することができます。
- 3 誓約事項

空家等管理活用支援法人の指定の申請を行うに当たり、次に掲げる事項について誓約します。

- (1)申請者の責めに帰すべき理由により、本市又は他の地方公共団体から支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (2) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23日決裁)第3 条に規定する暴排措置対象法人等に該当する者でないこと。
- (3) 申請者の役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)が各務原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項第4号アからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
- (4) 不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実がないこと。

 各務原市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

### 各務原市長

## 空家等管理活用支援法人指定通知書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であると認められるので、空家 等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定により空家等管理活用支援法人と して指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号:
- 2 法人の住所:
- 3 事務所又は営業所の所在地:
- 4 業務内容:
- 5 指定の期間:
- 6 指定に当たっての要件その他の事項:

### 備考

- ※ 市の会計年度ごとに空家等管理活用支援法人業務実施状況報告書(様式第7号)を提出 してください。
- ※ 法人の事業年度ごとに次に掲げる書類を提出してください。
  - (1) 事業年度開始前 その事業年度の事業計画書及び収支予算書
  - (2) 事業年度終了後 その事業年度の収支決算書及び貸借対照表

 各務原市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

### 各務原市長

### 空家等管理活用支援法人不指定通知書

年 月 日付の申請については、申請内容を審査した結果、空家等管理活用支援法人として指定しないこととしたので通知します。

記

- 1 法人の名称又は商号:
- 2 法人の住所:
- 3 事務所又は営業所の所在地:
- 4 業務内容:
- 5 不指定の理由:

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

(宛先) 各務原市長

# 届出者 法人の名称又は商号 代表者氏名

## 空家等管理活用支援法人名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

変更予定日	年	月日
変更する事項	□ 法人の名称: □ 法人の住所 □ 法人の事務所	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
添付書類		

※ 該当する□にレ印を記入してください。

(宛先) 各務原市長

# 届出者 法人の名称又は商号 代表者氏名

# 空家等管理活用支援法人業務変更届出書

各務原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

変更予定日	年	ļ	月	日		
変更の内容	変更前					
	変更後					
変更の理由		·				
添付書類						

(宛先) 各務原市長

# 届出者 法人の名称又は商号 代表者氏名

## 空家等管理活用支援法人業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、各務原市空家等管理活用支援法人の指 定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

廃止年月日	年	月	日
廃止理由			

年 月 日

(宛先) 各務原市長

# 届出者 法人の名称又は商号 代表者氏名

# 空家等管理活用支援法人業務実施状況報告書

各務原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により次のとおり報告します。

実施年度	年度	
実施状況		

- ※ 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、添付してください。
- ※ 実施状況を確認することができる資料がある場合は、添付してください。

第 号年 月 日

様

### 各務原市長

### 改善命令書

貴法人が空家等管理活用支援法人として実施している業務について、空家等対策の推進 に関する特別措置法第25条第2項の規定により下記のとおり改善措置をとることを命じ ます。

記

- 1 対象となる業務
- 2 命令の内容
- 3 命令の理由
- 4 改善措置の期限

年 月 日

- 5 その他
  - (1) 改善措置を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告してください。
  - (2) 上記期限までに改善措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第25条第3項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消すことがあります。

(粉示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号年 月 日

様

### 各務原市長

### 空家等管理活用支援法人指定取消通知書

各務原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第9条の規定により下 記のとおり指定を取り消します。

記

取消年月日	年 月 日
取消しの理由	各務原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第9条第1項 第1号に該当 第2号に該当 第3号に該当

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。